別紙１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

茨城労働局　総務部長　殿

協議会名

代表者職氏名

**企画競争参加申込書**

「令和４年度地域雇用活性化推進事業に係る企画書募集要項」を承諾のうえ、下記のとおり企画競争に参加いたします。

記

件名：令和４年度地域雇用活性化推進事業

提出資料：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書類名称 | チェック欄  ※提出書類に○を記載 |
| ① | 企画競争参加申込書 |  |
| ② | 事業構想提案書（別紙１～10含む） |  |
| ③ | 事業構想必要経費概算書、年度別契約額と割合確認 |  |
| ④ | 必要経費の根拠を示す資料（10万円を超える高額な経費） |  |
| ⑤ | 事業の一部を再委託する予定の場合の理由書 |  |
| ⑥ | 事業の一部を国から協議会以外の団体に直接委託を予定している場合、  当該団体の概要資料及び直接委託の要件に該当する旨を記述した資料 |  |
| ⑦ | 協議会規約 |  |
| ⑧ | 会計事務取扱規程 |  |
| ⑨ | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料 |  |
| ⑩ | 誓約書 |  |
| ⑪ | 適合証明書 |  |
| ⑫ | 地域雇用活性化推進事業実績報告書（アウトプット実績） |  |

【担当者】

所属：

役職：

氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

募集要項－別紙２－１

募集要項－別紙２－１

別紙２－１

**競争参加資格に関する誓約書**

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　入札書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和６０年法律第８８号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

３　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

４　高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

５　入札書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

６　契約締結後、当協議会又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

７　前記１から６について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

　　茨城労働局　総務部長　殿

【報告の参考様式】

|  |
| --- |
|  |

該当項目

|  |
| --- |
| ≪記載項目の例≫  ・命令若しくは処分等の概要  ・命令若しくは処分等があった年月日  ・命令若しくは処分等を受けた会社名  ・原処分庁  ・命令若しくは処分等を受けた理由 |

別紙２－２

**暴力団等に該当しない旨の誓約書**

□　私

□　当協議会　は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和　　年　　月　　日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※協議会構成員の代表者の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【添付書類の参考様式】

**役 員 等 名 簿**

協議会名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | （フリガナ） | 生年月日 |
| 氏名 |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |

別紙３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

茨城労働局　総務部長　殿

協議会名

代表者職氏名

**適合証明書**

当協議会は、令和４年度地域雇用活性化推進事業に係る企画競争に参加するに当たり、下記の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

また、事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

１　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。

２　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

３　労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。

４　その他以下の条件を満たすこと。

1. 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に規定する自発雇用創造地域である市

町村（特別区含む。以下同じ。）又は雇用保険法施行規則第140条第２号の厚生労働大臣が指定する地域（平成31年厚生労働省告示第141号）の市町村及び当該地域内で活動する経済団体等を構成員とする地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。）であること。

（２）本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。

（３）令和４年４月25日（月）までに地域を管轄する労働局に対し、事業構想提案の意思表示を行い、企画書提出までに労働局が委嘱する地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザーによる事業構想提案書の確認を原則受けていること。

（４）令和元年度に採択され、令和元年度から令和３年度までに地域雇用活性化推進事業（以下「活性化事業」という。）を実施した協議会の構成員であった市町村を構成員としている協議会については、（ア）又は（イ）のいずれかの条件を満たすこと。

　（ア）　令和元年度から令和３年度に実施した活性化事業全体の実績において、平成31年度地域雇用活性化推進事業「地域雇用活性化推進事業に係る企画書提案のための仕様書」別紙２「事業継続可否の判断基準」（以下「別紙２」という。）において、事業廃止の基準 であるアウトプットの目標に対する実績が50％未満の個別メニューが事業全体の30％以上（以下「事業廃止基準」という。）、に該当しないこと。ただし、令和元年度及び令和２年度実績においては、以下を除外して算出することができるものとする。

　　　ａ　令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにセミナー等の開催を中止したことにより、別紙２による事業継続可否判断の対象としなかった回の計画数及び実績

　　　ｂ　令和２年度においては、別紙２に照らし廃止相当の基準であるアウトプットの目標に対する実績が50％未満の個別メニューであるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会により継続が認められた個別メニューの計画数及び実績

　（イ）令和３年度に実施した活性化事業の実績において、事業廃止基準に該当しないこと。